

相談援助実習における実習内容に関する一考察

—入所型生活施設における実習指導者の職種からみた 業務内容との関係性について—

川 上 賢 蔵

はじめに

2007（平成19）年11月、「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」が成立し、実践力の高い社会福祉士の養成を目指すことになった。これに伴い、実習・演習の教育カリキュラムの質の担保及び標準化を図るため、社会福祉士養成のための教育カリキュラムが大幅に見直された。実習の科目名も、旧カリキュラムの「社会福祉援助技術現場実習」から「相談援助実習」と改められ、イメージしやすい名称となった。

また、実習指導者についても要件が示され、社会福祉士を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、かつ、社会福祉士実習指導者講習会を受講した者に限られるようになった。これは、専門職養成として、当たり前のことであるが、ようやく、先輩の社会福祉士が後進の社会福祉士を目指す者を指導する本来的なシステムができたといえる。そして、社会福祉士実習指導者講習会を受講した者が指導することになるため、実習内容もおおむね均一化が図られていくと考えられる。

実習の内容については、その法改正の前段階となる2006（平成18）年12月、社会保障審議会福祉部会によって出された「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」の指摘がある。その内容は、社会福祉士の養成の現状と課題として、「実習教育について、本来社会福祉士として求められる技能を修得することが可能となるような実習内容になっていないのではないか。」と指摘している。このことから、新カリキュラムの相談援助実習においては、実習内容が大きな課題といえることができる。

しかも、社会福祉士は何を行う資格・職種なのかが不明確な状況にあるわが国では、ケアワークとの関係から、職種によって、その業務内容が異なるところがある。そのため、どの職種の実習指導者に基づいて実習を行うかによって、実習内容が大きく異なることにもなる。

本研究においては、旧カリキュラムの社会福祉援助技術現場実習において、ケアワーク中心の実習内容になりがちであったレジデンシャル・ソーシャルワークの入所型生活施設に焦点を絞り、職種に着目し、業務内容と実習内容の関係性を論じていきたい。方法としては、まず、実習内容に関する業務内容等を規定する法的考察を行う。次に、筆者が所属する大学での相談援助実習を事例として取り上げ、その実習指導者に調査を行い、日常の業務内容と相談援助実習における実習内容の比較から考察を行いたい。なお、視点としては、実習指導者側に置く。

また、先行研究では、社会福祉援助技術現場実習に関する研究は多く、相談援助実習の実習内容に関するモデル的研究も、2009（平成21）年3月、社団法人日本社会福祉士養成校協会による「介護保険分野における社会福祉士養成実習のモデル構築に関する研究」等、少なからず行われている。しかし、実際の新カリキュラムの相談援助実習事例に関しては、まだ経過措置期間ということもあり少ない。実習指導者である社会福祉士の職種からみた研究は、新カリキュラムが求める相談援助実習の実習プログラムづくりに向け、実習指導者及びその職種の現状と課題を明らかにしていくことに意義があると考えられる。

なお、筆者は、相談援助業務について、2007（平成19）年12月に改正された「社会福祉士及び介護福祉士法」第二条の定義を基本としている。

I. 相談援助実習の実習内容に関する検討の流れ

1. 「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」の指摘事項

2006（平成18）年12月、社会保障審議会福祉部会による「介護福祉士制

度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」では、実習の在り方として、「一般養成施設ルート及び短期養成施設ルートにおいては、実習に係る時間数、教員要件、実習指導者要件、施設設備要件等について基準が設定されている一方、実習の内容については、その目的や留意点は定められているものの、具体的基準は設定されていない。その結果、実際に行われている実習においては、社会福祉士の業務の関連領域としての位置付けなく漫然と行われる単なる介護業務の補助や施設見学に過ぎないようなものなど、本来社会福祉士として求められる技能を修得することが可能となるような実習内容になっていない事例も、少なからず見受けられる。また、福祉系大学等ルートにおいては、上記のような基準が適用されておらず、実習内容等は大学等の裁量にゆだねられる仕組みになっている。」と指摘している。

さらに、「実践力の高い社会福祉士の養成を確保していく観点から、以下のような形で実習の質の担保及び標準化を図っていくべきである。①社会福祉士としての技能を修得するために必要となる実習の必須事項について検討し、教育カリキュラムの見直しに併せてこれを明示するとともに、典型的な実習モデルを提示できるよう研究を進めていくべきである。」としている。

つまり、社会福祉援助技術現場実習においては、実習の内容についての具体的基準は設定されておらず、福祉系大学等ルートは、全くの裁量であった。その結果、実態として、実習内容は、施設・機関の実習指導者に一任され、その施設・機関で最も人数が多い職種が行う施設・機関の中心的業務であるケアワークを中心に体験することが多く、ソーシャルワークの体験は少なかつたと考えられる。そのため、「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」が成立し、相談援助実習の教育カリキュラムが大幅に見直されることになった。

2. 「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設備及び運営に関する指針について」の要点

「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」を受け、2008（平

成20)年3月、厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設備及び運営に関する指針について」が出され、相談援助実習指導と相談援助実習の教育内容のねらいと教育に含むべき事項を示した。

まず、相談援助実習指導の教育に含むべき事項の一つに、重要な記述が存在する。それは、「③実習先で行われる介護や保育等の関連業務に関する基本的な理解」であり、介護や保育等のケアワークを関連業務として位置付けている。これは、相談業務と関連業務をはっきり区別している。言い換えれば、ソーシャルワークとケアワークを区別して、差別化を示す意義深い記述である。

また、相談援助実習の教育に含むべき事項として、次の八つを例示している。

- 「ア、利用者や関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的コミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成
 - イ、利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成
 - ウ、利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係の形成
 - エ、利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む。）とその評価
 - オ、多職種をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際
 - カ、社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解
 - キ、施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際
 - ク、当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解」
- このように、この指針により、相談援助実習における実習内容が示された。

厚生労働省通知で拘束力も強く、初めて遵守すべき実習内容が示されたといえることができる。つまり、実習指導者は、この実習内容を基本として指導しなければならないことになった。

3. 「相談援助実習指導ガイドライン」、「相談援助実習ガイドライン」の要点

「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設備及び運営に関する指針について」を受け、社団法人日本社会福祉士養成校協会は、「相談援助実習指導ガイドライン」、「相談援助実習ガイドライン」を出し、教育内容のねらいと教育に含むべき事項を中項目と小項目で設定し、相談援助実習の具体的内容・方法等を示した。この目的は、相談援助実習の標準化を図ることであり、可能な限り実際の支援等に携わることを基本とした。

また、相談援助実習を、社団法人日本社会福祉士会・実習指導者養成研究会で整理された三段階プログラムに合わせ、基本とする時間的流れを示した。実習初期に「職場実習」、中期に「職種実習」、中期から後期に「ソーシャルワーク実習」の流れである。この中で、「ソーシャルワーク実習」が具体的ソーシャルワーク実践を学ぶ段階であり、実際の実習では、時間的に絡み合って展開されることになる。

次に、ガイドラインの基づく実習プロセスの考え方について（実習先機関・施設指導者）として、段階ごとに、実習施設・機関の実習指導者が指導すべき具体的方法を示している。つまり、どのようにして実習を行うべきかが具体化されたことになる。その「ソーシャルワーク実習」段階において、代表的と思われる5つをガイドラインに基づき例示する。

- 「・ニーズキャッチ・インテークからサービス利用までの一連のソーシャルワーク過程について説明する。その際、過程で用いる諸ツールの使用方法や制度利用の手続きについても説明する。
- ・特定の利用者のアセスメントを行わせ、援助計画を作成する。その際、実際に実習先機関・施設で用いているツールを用いて作成させることは勿論であるが、既存制度適用にとどまるのではなく、ニーズ本位に関係

調整や必要な資源開発も含めたものとなるよう助言指導する。

- ・利用者の家族親族・職場・学校・援助機関等との連絡調整場面に立ち合わせる。
- ・カンファレンスや地域ケア会議等に同席させ、多職種によるチームアプローチの実際を観察させる。可能であれば、その召集・運営・進行等にも関与させてみる。
- ・諸連絡会議、関係機関との日常の連携場面、民生委員・福祉委員等との連携場面、出前・電話相談等の参加・観察を通じて、ニーズキャッチシステムやアウトリーチの意義と方法について理解させる。」

このように、このガイドラインにより、相談援助実習における実習内容・方法等が具体的に示された。より具体的に考えれば、中項目が実習目標、小項目が実習課題、ガイドラインの基づく実習プロセスの考え方について（実習先機関・施設指導者）が実習方法を示しているといえることができる。つまり、実習指導者は、この実習内容・方法等を基本とし、指導していくことになる。

Ⅱ. 社会福祉関係実習とレジデンシャル・ソーシャルワークの入所型生活施設の特徴

1. 社会福祉関係実習の特徴

これまで述べたように、「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」に伴い、教育カリキュラムが示され、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設備及び運営に関する指針について」によって、実習のおおまかな内容が示された。そして、「相談援助実習指導ガイドライン」、「相談援助実習ガイドライン」によって、実習の具体的内容・方法等が示され、相談援助実習における実習内容の基本線が決まったといえることができる。

これまでの社会福祉援助技術現場実習では、前述の通り、実習内容は、施設・機関の実習指導者に一任され、ケアワークを中心に行なわれることが多かった。その実習内容は、福祉事務所や社会福祉協議会等の機関と、特別養

護老人ホームや老人デイサービスセンター等の施設では、大きく異なっていた。そして、福祉事務所と社会福祉協議会、特別養護老人ホームと老人デイサービスセンターでも、実習内容が異なっていた。これは、相談援助実習になっても同様であり、根本的な違いが存在し、社会福祉関係実習の特徴ということができる。

これについて、米本は、フィールド・ソーシャルワークとレジデンシャル・ソーシャルワークの特性を明らかにした上で、フィールド・ソーシャルワークを相談型・訪問型と組織・地域型、レジデンシャル・ソーシャルワークを通所型・入所型として三つの類型に区分し、その特徴を説明している。¹⁾

より具体的に見れば、レジデンシャル・ソーシャルワークでも、前述の通り、通所型と入所型では違いがある。そして、入所型でも、高齢者、児童、障害者等の分野によって大きく違い、同じ分野でも、施設種別によっても異なることになる。つまり、同じ社会福祉士であっても、分野や施設種別によって職種名が違い、それに伴い、業務内容も違ってくる。

2. レジデンシャル・ソーシャルワークの入所型生活施設の特徴

レジデンシャル・ソーシャルワークの入所型生活施設では、社会福祉士の業務として、生活施設特有の生活に密着した関連業務が存在している場合が多い。それは、介護、保育、作業などの業務である。

その理由について、米本は、歴史的にみて我が国の社会福祉実践は、いわゆる入所型施設における施設処遇論として発展してきた面もあり、直接処遇とソーシャルワーク実践が明確に峻別されず、渾然一体とした実践であったと説明している。²⁾

また、大和田は、より具体的に、社会福祉施設の機能は、家庭代替的機能、教育・治療的機能、介護・生活支援機能などを複合的に発揮しながら利用者の自立生活支援を日々、行っている。したがって、「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定される以前から各種の生活型福祉施設の職員、特に介護職員、保育士、指導員などの直接処遇職員はソーシャルワークやケアワークの実践

を渾然一体として展開されてきたと説明している。³⁾

これらは、歴史的事実であり、現在も変わらず実践されている。そのため、次に、高齢者関係施設、児童関係施設、障害者関係施設の三つの分野に分けて、主な施設種別の根拠法による職員配置基準からみた考察を行う。

Ⅲ. 業務内容に関する法的検討

1. 根拠法、職員配置基準からみた考察

各分野における各施設は、それぞれの根拠法、職員配置基準に基づき、運営されている。三段階プログラムの「職種実習」においては、どの職種を主たる相談職種とするかで、実習内容も大きく変化するため、根拠法、職員配置基準を基に、各分野に多く共通する相談職種名と、実習内容に大きく関係する関連業務を行う関連職種について考察することにする。(表1参照)

なお、障害者関係施設については、2006(平成18)年4月に「障害者自立支援法」が施行されたが、同法附則に定める経過措置により2012(平成24)年3月までは旧体系での運営が認められており、移行している場合でも、旧体系からの利用者が大部分であり、職員配置も旧体系と大きく変わらないと予測できる。このような理由から、ここでは、旧体系で述べる。

また、高齢者関係施設については、2000年(平成12)年4月に「介護保険法」が施行され、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設も考えられるが、介護老人福祉施設の基本となる前提条件が特別養護老人ホームにあるように、多くの施設が「老人福祉法」に根拠法を置いたため、ここでは、「老人福祉法」に根拠法を置く施設で述べていく。

まず、高齢者関係施設は、「老人福祉法」に根拠法を置き、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」等の省令に定められ、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等に相談職種として「生活相談員」の配置基準がある。関連職種としては、「介護職員、支援員」の配置基準があり、介護等を行っている。

次に、児童関係施設は、「児童福祉法」に根拠法を置き、「児童福祉施設最

低基準」の省令に定められ、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、重症心身障害児施設等に相談職種として「児童指導員」の配置基準がある。関連職種としては、「保育士」の配置基準があり、保育等を行っている。

また、障害者関係施設は、障害者自立支援法に移行していない特定旧法施設の場合、「(旧)身体障害者福祉法」、「(旧)知的障害者福祉法」に根拠法を置き、「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準」、「知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準」の省令に定められ、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設等に相談職種として「生活支援員」の配置基準がある。関連職種としては、「作業（職業）指導員」の配置基準があり、作業等を行っている。

このように、相談職種として、高齢者関係施設には「生活相談員」、児童関係施設には「児童指導員」、障害者関係施設には「生活支援員」の職種名が一番多く共通する。そして、医療職以外の関連業務を行う関連職種も存在する。

しかしながら、相談職種と関連職種との業務の関係性は、職員配置基準からは分からない。可能性として、関連職種に一番該当する資格については、介護福祉士と考えられる。そのため、次に、高齢者関係施設、児童関係施設、障害者関係施設の三つに分けて、共通する職種名を中心として、社会福祉士及び介護福祉士の国家試験に関する通知からみた関係性を考察していく。

表1 各分野の施設における職員配置基準等

	高齢者関係施設	児童関係施設	障害者関係施設
根拠法	老人福祉法	児童福祉法	(旧) 身体障害者福祉法 (旧) 知的障害者福祉法
配置基準がある 主な施設種別	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	児童養護施設 知的障害児施設 盲ろうあ児施設 重症心身障害児施設	身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設 知的障害者更生施設 知的障害者授産施設
相談援助職種名	生活相談員	児童指導員	生活支援員
関連職種名	介護職員、支援員	保育士	作業（職業）指導員
関連職種の業務	介護等	保育等	作業等

* 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」等の省令より抜粋作成

2. 国家試験に関する通知からみた考察

社会福祉士及び介護福祉士の実務経験の対象となる施設・事業、職種は、厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲について」により定められている。(表2参照)

なお、高齢者関係施設の「介護支援専門員」、障害者関係施設の「サービス管理責任者」については、それぞれ、相談業務も行っている。しかし、介護保険法、障害者自立支援法施行によって必要とされた職種で、業務内容は、ケアマネジメント業務を中心に行っており、限定的である。このような理由から、ここでは、除外して考察することにする。

まず、高齢者関係施設は、相談職種が「生活相談員」、介護等職種が「介護職員、寮母」等と区別されており、特に注意事項もみられない。

次に、児童関係施設は、相談職種が「児童指導員」、介護等職種が「保育士」と基本的に区別されているが、注意事項がみられる。

- ・「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員になり、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することは

きません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) *財団法人社会福祉振興・試験センターHPより引用

- ・「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) *財団法人社会福祉振興・試験センターHPより引用

また、障害者関係施設は、相談職種と介護等職種の両方に「生活支援員」の職種があり、注意事項もみられる。

- ・「生活支援員（生活指導員）・指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員（生活指導員）・指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) *財団法人社会福祉振興・試験センターHPより引用

注意事項から考察すれば、高齢者関係施設は、特に注意事項も無く、相談職種と介護等職種が区別されているといえる。そして、児童関係施設は、保育士から継続して児童指導員になり、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」という文言から、どちらの受験も可能ではあるが、児童指導員のみを経験している者には介護福祉士の受験資格は無く、相談職種と介護等職種の基本的な区別はあるものの、職種間、職種自体に業務の混在を示している。障害者関係施設は、「介護等の業務を行う生活支援員（生活指導員）・指導員」という文言から、生活支援員はどちらの受験も可能であり、職種自体に業務の混在をはっきり示している。つまり、生活支援員は、他に介護等職種の記述が無く、相談職種と介護等職種を兼ねていることになり、現実的に、受験に際しては、業務分掌にて確認しなければならない。そして、その他に、作業（職業）指導員も存在し、この職種の存在が、業務の混在をより複雑にしている。

これらを整理すると、高齢者関係施設の「生活相談員」は、相談業務と介護等業務が区別されている。児童関係施設の「児童指導員」は、基本的には

相談業務であるが、介護等業務も行う可能性が高い。障害者関係施設の「生活支援員」は、相談業務と介護等業務を行っており、作業等業務も行う可能性もある。つまり、法的に見れば、1番が障害者関係施設、2番が児童関係施設、3番が高齢者関係施設の順番で業務の混在の可能性が高いということになる。

表2 各分野の施設における国家試験の実務経験として認められる職種等

	高齢者関係施設	児童関係施設	障害者関係施設
社会福祉士	生活相談員 介護支援専門員	児童指導員 保育士	生活支援員 サービス管理責任者
介護福祉士	介護職員	保育士 児童指導員	生活支援員

*財団法人社会福祉振興・試験センターHPより抜粋作成

IV. 実習内容に関する事例検討

1. 本学における相談援助実習の実施状況

筆者が所属する4年制大学の本学においては、他の多くの大学同様、3年次に実習を行っており、本格的な新カリキュラムの相談援助実習は、2011（平成23）年度から実施されている。ただし、編・転入の学生は、2010（平成22）年度において、3名のみ、次の3施設で先行して新カリキュラムにおける相談援助実習を行った。

- ・知的障害者更生施設（特定旧法施設） 1施設、1名
- ・介護老人保健施設 1施設、1名
- ・地域包括支援センター 1施設、1名

この中で、レジデンシャル・ソーシャルワークの入所型施設としては、知的障害者更生施設と介護老人保健施設が考えられるが、施設の性格的には異なるところが多い。知的障害者更生施設は、入・退所が少ない入所型の生活施設であるが、介護老人保健施設は、在宅復帰を基本方針とした中間施設的位置付けの入・退所が多い通過施設である。そのため、ここでは、代表的な

入所型生活施設である知的障害者更生施設に絞り、事例研究することにする。今回の実習は、対象学生が二部（夜間）の学生のため、勤務の都合により、前半12日間、後半12日間に分けて実習を行うことになっており、その前半部分である。

2. 研究方法

- ①施設、実習指導者の概要調査：実習指導者より聞き取り、集計
- ②実習生の実習内容調査：実習生の実習記録より集計
- ③実習指導者の業務内容調査：実習指導者にて6日分を記入、集計
- ④実習指導者の意識（業務内容と実習内容）調査：実習指導者にて自由記述

3. 施設、実習指導者の概要調査・結果

施設種別	知的障害者更生施設（特定旧法施設） *併設…デイサービスセンター（障害者自立支援法）
利用者定員	入所50名、短期入所4名 *デイサービスセンター22名
職員配置	施設長： 1名 事務員： 2名 看護師： 1名 生活支援員： 19名 *非常勤5名含む (社会福祉士3名、介護福祉士2名、保育士12名) 栄養士： 1名 調理員： 5名 医師： 2名 *嘱託（非常勤） *作業指導員 配置無し(以前は配置あり)
実習マニュアル	有り
実習指導者の業務分掌	無し
実習指導者の講習会の受講	有り
実習指導者の職名	生活支援員
実習指導者の勤務	変則勤務 *夜勤あり
実習指導者の関わり	責任者的関わりで、日々指導者が変化する

4. 実習生の実習内容調査・結果

実習年月日	2010（平成22）年10月12日～27日（内12日）
実習日数、時間数	12日、96時間
実習内容	日中活動支援（生活介護、自立訓練等）： 81時間（84.4%） コミュニケーション： 10時間（10.4%） 短期入所手続き同席： 1時間（1.0%） 説明・講義（利用者ニーズ、支援計画等）： 4時間（4.2%）

5. 実習指導者の業務内容調査・結果

勤務年月日	2011（平成23）年3月11日～22日（内6日）*日勤のみ
勤務日数、時間数	6日、48時間
業務内容	日中活動支援（生活介護、自立訓練等）：35時間（72.9%） 支援会議、支援計画の見直し等： 7時間（14.6%） 引継ぎ、諸記録等： 6時間（12.5%）

6. 実習指導者の意識（業務内容と実習内容）調査・結果 *原文掲載

私は対外的な相談業務的なことも行ってはいますが、見ていただいたように、基本は生活支援員の業務を主に行っています。相談業務については、通常としてというよりも、イレギュラーな対応として行うといったところです。実習指導について、より職域やソーシャルワークについての内容を深めていくということは、イレギュラーな対応に準じるか、実際の体験に基づかない内容を付加していくということしかできません。

現場で実習生に実習指導を行う上で、実際の体験に基づかない内容が増えるということは、実習を実学と考えた場合、大きなジレンマとなります。指導者に付き添ってのスタイルをとったとしても職場実習の域を出ることが難しいということです。求められる実習内容に適切にお応えするには、指導者が行う相談支援業務がその事業所内で明確な位置づけと共に、通常業務に組み入れられていること等が必要だと考えますが、実際事業所内でその動きを作り出していくことは困難な状況にあります。社会福祉士の職責として、指導環境の充実を図ることは変わらず意識するところです。

ただ、それぞれの事業所の置かれる様々な事情については、ご配慮をいた

できたいと考える次第です。

7. 実習内容に関する事例検討からみた考察

この研究は、実習施設1施設（実習指導者1名、実習生1名）のみのサンプルであるが、一つのモデルとして考察を行いたい。

実習指導者の業務内容調査では、勤務時間の72.9%が、日中活動支援（生活介護、自立訓練等）を行っており、生活支援員は、職名の通り、日常的に生活の支援を行っている職種とすることができる。実習生の実習内容調査でも、実習時間の84.4%が、日中活動支援（生活介護、自立訓練等）を行っており、実習指導者の業務内容が実習生の実習内容に関係しているといえることができる。

また、実習生の実習内容の中に、短期入所手続き同席が含まれており、実習指導者の意識調査にあるイレギュラー的に相談業務が発生したと考えられる。その他は、コミュニケーションが10.4%、説明・講義（利用者ニーズ、支援計画等）が4.2%であり、この内容は、実習特有の内容である。知的障害者更生施設は、入・退所が少ないため、入・退所の相談が少なくなる。そして、必然的に、退所支援が少なければ、福祉サービス関係者等との連絡・調整も少なくなってしまう。介護老人保健施設のように入・退所が多ければ、入・退所手続き、支援計画の見直し、福祉サービス関係者等との連絡・調整等も多くなるはずである。

このように、実習指導者の業務をみると、利用者の日課に合わせ、日中活動支援（生活介護、自立訓練等）を中心に行っており、実習生の実習内容も同様に、日中活動支援（生活介護、自立訓練等）を中心に行うことになる。つまり、現在の実習指導者の業務内容では、相談業務を日常的に体験する実習内容は不可能と考えられる。これについては、以前は配置があった作業指導員が、現在は配置されておらず、少なからず関係している。そして、生活支援員の資格をみると、社会福祉士、介護福祉士、保育士がおり、その業務の広範さと職種の曖昧さを示している。

また、実習指導者の業務内容と求められる実習内容に大きな差がある。実習指導者の意識調査からも、相談職種としての明確な位置付けが無く、求められる実習内容に沿った相談業務の体験を考えるほど、実習指導者自身の大きなジレンマを生じさせている。そして、事業所内の実習指導者の業務分掌が無いことも、大きな問題点である。

V. 今後の相談援助実習のあり方

1. 業務内容に関する法的研究の結論

相談職種として、高齢者関係施設には「生活相談員」、児童関係施設には「児童指導員」、障害者関係施設には「生活支援員」の職種名が一番多く共通する。その職種を、厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲について」からみると、高齢者関係施設の「生活相談員」は、相談業務と介護等業務が区別されている。児童関係施設の「児童指導員」は、基本的には相談業務であるが、「保育士」と同様、介護等業務も行う可能性が高い。障害者関係施設の「生活支援員」は、職員配置基準に介護等業務の職種の配置が無い場合、相談業務と介護等業務を行っており、作業等業務も行う可能性もある。

このように、法的基準からみて、児童関係施設の「児童指導員」の介護等業務も行う可能性の高さ、障害者関係施設の「生活支援員」の介護等業務を行うことを想定していることがわかった。職員配置基準等による相談業務の位置付けが明確でない職種ほど、介護等業務の混在が高くなるということができる。

2. 実習内容に関する事例研究の結論

知的障害者更生施設の実習指導者（生活支援員）の業務内容調査と同様、実習生の実習内容調査でも、実習時間の大部分が日中活動支援（生活介護、自立訓練等）を行っており、実習指導者の業務内容が、実習生の実習内容に

直接関係している。実習指導者の業務は、利用者の日課に合わせ、日中活動支援（生活介護、自立訓練等）を中心に行っており、日常業務に相談業務の割合が低いため、相談業務を日常的に体験する実習内容は不可能であり、講義的に内容を付加していくしかないのが現状である。

このようなレジデンシャル・ソーシャルワークの施設における相談業務の実習の困難性については、先行研究にて多く指摘されているが、調査を通してジレンマとの関係もわかった。実習指導者は、実際の業務内容がケアワーク中心の場合、求められる実習内容との違いが大きく、実際の業務に基づかない内容を指導することになり、その違いにジレンマを感じている。そして、実習指導者が社会福祉士を意識する程、ジレンマを強めることになる。

3. 今後の相談援助実習のあり方

相談援助実習の実習内容については、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設備及び運営に関する指針について」において、介護や保育等のケアワークをソーシャルワークの関連業務と位置付け、実習の大まかな内容が示された。さらに、「相談援助実習指導ガイドライン」、「相談援助実習ガイドライン」によって、具体的な例示がされた。

しかしながら、実習生の実習内容の前提となる実習指導者の業務内容は、レジデンシャル・ソーシャルワークの入所型生活施設においては、ソーシャルワークとケアワークが混在しており、ケアワークはソーシャルワークの関連業務としながら、ケアワーク中心の業務になっている場合も多い。特に、入・退所が少ない生活施設においては、まさに全生活時間を、同一の場所で、多様な支援内容が提供されており、ソーシャルワークとケアワークを明確に区分することは困難であり、業務の混在の傾向が強い。特に、ケアワークの職種が配置されていない障害者関係施設では著しい。

新カリキュラムにおいては、あくまでも、社会福祉士の主たる業務はソーシャルワークであり、将来的にソーシャルワークを行う社会福祉士を養成するカリキュラムである。そのため、関連業務のケアワークを行うことは、実

習内容としては望ましくないとしており、実態とのズレが大きい。

また、今後、社会福祉士実習指導者講習会を受講した者が指導することになり、実習内容も、三段階プログラムの「ソーシャルワーク実習」に重点を置いた内容を目指していくと予測できる。そこでは、実際の業務内容との違いや、組織の問題からジレンマが生じることになる。実習指導者の職種・職位や組織体制・業務分掌等によっても実習内容が変化することもあり、組織内の上司、関係職種の理解と協力が不可欠となる。実習指導者としては、使命感だけでの実習受入れは難しく、実習内容の実習プログラミングとともに、所属する組織の実習マネジメントが大きな課題である。

現在、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」においても、Ⅱ-2-4-①に「実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。」とある。評価の着眼点として、受入れ体制、マニュアルの整備とともに、次の2点も記述されている。

「・実習内容全般を計画的に学べるようなプログラムを用意している。

・社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー等の種別に配慮したプログラムを用意している。」*社会福祉法人全国社会福祉協議会HPより抜粋

つまり、「福祉サービス第三者評価事業」においても、社会福祉士養成のための実習内容が学べる社会福祉士専用のプログラムが求められている。

今後の相談援助実習を考えた場合、三段階プログラムでいう「ソーシャルワーク実習」の前に、「職種実習」のあり方が重要となる。そのため、実習生は、最初に相談職種をイメージして実習に取り組みなければならない。実習においては、社会福祉士の職種に配属されることになり、職種の実際の業務内容を理解すべきである。留意点として、現状では、その職種の業務の全てがソーシャルワークではないという認識が必要になる。実習指導者である社会福祉士は、日常業務の中で、ソーシャルワーク業務と関連業務を意識して整理しなければならない。そして、業務を整理することにより、相談援助職種自体の専門性を高める努力が望まれる。

また、将来的には、その職種自体が相談職として、法律上、明確に位置付

けられることが、ソーシャルワーク中心の相談援助実習の成立条件と考える。つまり、厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲について」が改正され、「福祉に関する相談援助業務の範囲」と「介護等の業務の範囲」において、同一職種名の重なりが無くなる必要がある。そして、厚生省告示「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第一号ヲ及び第5条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第一号ヲ及び第5条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業」が改正され、現在の施設種別だけではなく、職種の限定が必要である。

最後に、実習指導者要件が社会福祉士に限定されたことにより、ようやく社会福祉士の再生産システムの基本ができたといえる。今後、実習指導者である社会福祉士は、ソーシャルワーク業務を整理していくとともに、養成校と協力して、段階的に、ソーシャルワーク業務体験の割合を増やし、ソーシャルワーク業務が理解できる実習プログラムを開発しなければならない。そして、養成校は、講義・演習から実習への連続的カリキュラムを展開するとともに、卒後教育も必要である。また、職能団体である社会福祉士会は、実習指導者フォローアップ体制の整備とともに、ソーシャルワーク実践研究の積み上げが重要となる。実習指導者である社会福祉士だけでなく、社会福祉士各自が専門職としての自覚と自己研鑽が不可欠である。最終的には、社会福祉士の専門性が向上していき、社会福祉士の職種の業務内容がソーシャルワーク中心になった時、はじめて、実習内容がソーシャルワーク中心になると考えられる。

おわりに、研究の限界

本研究では、入所型生活施設の社会福祉士の職種に着目し、その業務内容と実習内容との関係性を論じていき、一定の結論は導きだした。しかし、事例研究は1施設（実習生1名、実習指導者1名）に過ぎず、一つの仮説を示

すにとどまるのが、この研究の限界である。

研究を通して、新カリキュラムが求める相談援助実習の実現のためには、数多くの課題が存在する。しかし、主観的にはなるが、ここ数年、新カリキュラムの相談援助実習に対する施設・機関の実習指導者の意識が着実に変化していることを感じる。今後、相談援助実習の質の向上とともに、社会福祉士の専門性の向上が望まれる。

最後に、この研究にあたり、実習を受入れ、研究に協力をいただいた実習施設、実習指導者に感謝申し上げます。

引用文献

- 1) 米本秀仁「実習指導概論」社団法人日本社会福祉士会編集『社会福祉士実習指導者テキスト』中央法規、2008年、P.49～50要約
- 2) 米本秀仁「実習指導概論」社団法人日本社会福祉士会編集『社会福祉士実習指導者テキスト』中央法規、2008年、P.50
- 3) 大和田猛「社会福祉実践としてのケアワークの内容」大和田猛編著『ソーシャルワークとケアワーク』中央法規、2004年、P.166

参考文献

- ・社団法人日本社会福祉士会編集『社会福祉士実習指導者テキスト』中央法規、2008年
- ・大和田猛編著『ソーシャルワークとケアワーク』中央法規、2004年
- ・加藤幸雄・小椋喜一郎・柿本誠ほか編集『相談援助実習』中央法規、2010年
- ・白澤政和・米本秀仁編集『社会福祉士相談援助実習』中央法規、2009年
- ・社団法人日本社会福祉士養成校協会編『相談援助実習指導・現場実習教員テキスト』中央法規、2009年
- ・川廷宗之・高橋流里子・藤林慶子編著『相談援助実習』ミネルヴァ書房、2009年

- ・早坂聡久・増田公香責任編集『相談援助実習・相談援助実習指導』弘文堂、2009年
- ・宮田和明・加藤幸雄・野口定久ほか編集『五訂社会福祉実習』中央法規、2007年
- ・川廷宗之編『社会福祉士養成教育方法論』弘文堂、2008年
- ・埋橋孝文編『新しい福祉サービスの展開と人材育成』法律文化社、2010年
- ・本多勇・木下大生ほか『ソーシャルワーカーのジレンマ』筒井書房、2009年
- ・小笠原祐次・福島一雄・小國英夫『社会福祉施設』有斐閣、1999年
- ・宮田和明・加藤幸雄・牧野忠康ほか編集『社会福祉専門職論』中央法規、2007年
- ・仲村優一『社会福祉教育・専門職論』旬報社、2002年
- ・秋山智久『社会福祉専門職の研究』ミネルヴァ書房、2007年
- ・古川孝順『社会福祉研究の新地平』有斐閣、2008年
- ・社団法人日本社会福祉士会編集『新社会福祉援助の共通基盤（第2版）上』中央法規、2009年
- ・社団法人日本社会福祉士会編集『新社会福祉援助の共通基盤（第2版）下』中央法規、2009年
- ・社会福祉士会・介護福祉士・社会福祉主事制度研究会監修『社会福祉士会・介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集』第一法規、2009年
- ・社団法人日本社会福祉士会施設実習指導者研修委員会フォローアップ研究作業部会「新制度のもとでの相談援助実習の質の向上に関する研究」2010年
- ・社団法人日本社会福祉士養成校協会「介護保険分野における社会福祉士養成実習のモデル構築に関する研究」2009年
- ・社団法人日本社会福祉士養成校協会「社会福祉施設における社会福祉士の雇用状況と雇用に向けての調査研究」2006年

**One consideration about training contents in
the consultation support training
— About the relationship with duties contents judging
from the type of job of the training leader in the entrance
type life institution —**

Kenzou KAWAKAMI

Abstract:

The social worker training education was started in 1988, and 23 years passed. However, about the training education, “a law to revise a part of the social worker and care worker methods” was passed in 2007, and training leader requirements were shown for the first time. Besides, in our country in the situation that the specialty of the social worker is uncertain, the duties content is different by the type of job of the training leader, and the training content will be different. In this study, I narrowed down a focus to entrance type life institution of residential social work and paid my attention to the type of job of the training leader and lectured on the relationship of duties contents and training contents. I performed a study judging from the type of job of the social worker who was a training leader and clarified the present conditions of a training leader and the type of job and a problem of the training education.

Keyword:

social worker, training leader, the type of job, duties contents, training contents